

平成25年6月7日
土木部 土木管理課

公共工事の最低制限価格等の見直しについて

本年5月に、国において、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、調査基準価格の算定式が改正されました。本県においても、地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、工事等の品質確保や、下請業者の保護、適正価格での契約を推進する観点から、次のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1 改正の内容

最低制限価格等の算定式のうち一般管理費等の算入率を現行の0.3から0.55に引き上げます。

【現行の算定式】(H25.4.1～)		【改正後の算定式】	
・直接工事費	×1.00	・直接工事費	×1.00
・共通仮設費	×0.90	・共通仮設費	×0.90
・現場管理費	×0.80	・現場管理費	×0.80
・ 一般管理費等	×0.30	・ 一般管理費等	×0.55
【設定範囲】		【設定範囲】	
予定価格の8/10～9.2/10		予定価格の8/10～9.2/10	
予定価格に対する平均的な割合		予定価格に対する平均的な割合	
88%		90%	

※ 一般管理費等とは、本店および支店の従業員に対する給与等のほか、通信交通費等会社経営に必要な経費のことを指します。

2 実施時期

平成25年6月10日以降に入札公告等を行う工事を対象に適用します。